

ケアハウス「とみす寮」

1. ケアハウスを利用できる方

60歳以上で（ただし60歳以上の配偶者と共にご利用になる方については、この限りではありません。）日常生活に不自由はないが独居生活に不安がある方で、利用料、その他必要経費を負担できる方が対象です。

2. 入居条件

- ① 食事、入浴、排泄その他身の回りのことができる程度の自立可能な方で、共同生活ができる人（感染症又は認知症でない方）が原則です。
- ② 要介護認定を受けている方については「要介護1」程度までを目安とします。
- ③ ケアハウスは介護付ではありませんので、必要な場合は個人で在宅福祉サービス等を利用していただくことになります。
- ④ ケアハウスは「在宅」と同じ取扱いになりますので、介護保険に基づく在宅介護サービスが利用できます。
- ⑤ 視覚や聴覚に障害があっても、身の回りのことが出来れば入居できます。

3. ケアハウスについて

(1)ケアハウスのサービス内容

ケアハウスでは、職員による直接的な介護は行いません。

ケアハウスでは、快適な環境と安心を提供するため下記のサービスを行います。

- ① 各種相談に応じるとともに、適切な助言を行います。
- ② 食事の提供を行います。
- ③ 共同浴室（男女別）を準備しています。
- ④ 緊急時に対応します。
- ⑤ 在宅福祉サービスを受けられるよう連絡調整します。
- ⑥ 趣味・教養娯楽・交流行事等を行えるよう協力します。

(2)ケアハウスの居室は「個人の家」となりますので、上記のサービス以外のことについては、自己責任において処理していただきますようお願いいたします。

(3)職員の役割

- ・ 日常の生活全般にわたって相談にのったり連絡を取ったりします。
- ・ 直接的な介護は行いません。
- ・ あくまでも入居者の自立支援を目的とした役割を行います。
- ・ 食事は運搬車で食堂まで運びますが、テーブルへの配膳・下膳は行いません。
- ・ 食事の時間が安否確認の時間にもなります。

- ・勤務時間 : 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
午前9時15分 から 午後6時 まで

(4) 病気・緊急時の対応

- ・病気の場合はご家族又は身元保証人が対応していただきます。
- ・病気が軽い場合（明らかに病気と判断できる場合）は食事を部屋まで運ぶ等の簡単な援助はいたしますが、基本的に看護にあたる職員はいません。
- ・緊急の場合を除き、原則として職員が通院に付き添うことはありません。
- ・緊急時はナースコール等の通報により職員がかけつけます。
- ・緊急時は状況判断により看護師、救急車等を手配し、家族に連絡します。

(5) 退去の条件

- ・利用の条件に関して虚偽の届出を行った場合
- ・正当な理由なく、利用料を支払わない場合
- ・許可なく設備等の造作・模様替えを行い原状回復しない場合
- ・認知症の進行等により金銭管理や自分の部屋の判別ができなくなった場合
- ・食事や入浴、薬の管理など身の回りのことが自分でできなくなった場合
ただし、外部のヘルパーなどによる家事援助や身体介護を受けることができる場合には継続することができます
- ・入院等に際し医師の判断により自立復帰の見込みがない場合
- ・要介護状態であるにもかかわらず必要な介護等を受けることができない場合
- ・要介護状態で家族の支援や介護保険を利用しても自立生活が困難になった場合
- ・夜間の介護が必要になった場合
- ・共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者や施設に迷惑を及ぼす場合
- ・その他施設長が退去を判断した場合
- ・退去時には居室検査を受け、修理及び取替えをしていただきます。

(6) 苦情の受付について

- ・当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
○苦情受付窓口（担当者）
【職名】 生活相談員 森 環

(7) 第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価については、現在実施しておりません。